

公益財団法人静岡県生活衛生営業指導センター定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人静岡県生活衛生営業指導センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、静岡県における生活衛生関係営業（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第2条第1項各号に掲げる営業をいう。以下同じ。）の経営の健全化及び振興により、その衛生水準を維持向上させることで、利用者及び消費者の利益の擁護を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談若しくは指導
- (2) 生活衛生関係営業に関する利用者若しくは消費者の相談対応、又は当該相談に関する営業者及び生活衛生同業組合の指導
- (3) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の13で規定する標準営業約款に関する営業者の登録
- (4) 生活衛生関係営業に関する講習会、講演会、展示会等の開催、又はこれらの開催のあっせん
- (5) 生活衛生関係営業に関する情報及び資料の収集及び提供
- (6) 生活衛生関係営業の振興のための事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、静岡県において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第2章 財産及び会計

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として評議員会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産について、この法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数のそれぞれ4分の3以上の同意を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(基 金)

第8条 この法人は理事会で別に定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

(財産の管理及び運用)

第9条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、次項で定めるもののほか、理事会の決議により別に定める会計処理規程によるものとする。

- 2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託会社（信託業務を行う銀行を含む。）に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(基金の処分)

第10条 基金の処分をしようとするときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得るものとする。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書、収支予算書等」という。）については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を経た上で、直近の評議員会へ報告するものとする。

- 2 前項の事業計画書、収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに、静岡県知事に提出しなければならない。
- 3 毎事業年度の開始後、第1項の事業計画書、収支予算書等を変更しようとするときは、理事長は変更後の事業計画書、収支予算書等を作成し、理事会の承認を経た上で、直近の評議員会へ報告するものとする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項各号の書類については、毎事業年度終了後3カ月以内に静岡県知事に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第13条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第14条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において、評議員現在数の4分の3以上の同意を得るものとする。

- 2 この法人が重要な財産の処分（基本財産の処分を除く。）又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ同意を得なければならない。

(会計原則)

第15条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規程によるものとする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員の定数)

第16条 この法人に、評議員12名以上18名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第17条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体において、その職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

（評議員の権限）

第18条 評議員は、評議員会を構成し、第21条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、法令で定めるその他の権限を行使する。

（評議員の任期）

第19条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第16条で定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期の満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

（評議員に対する報酬等）

第20条 評議員は、無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会において、評議員現在数の3分の2以上の同意を得て、別に定める役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程による。

第2節 評議員会

（構成及び権限）

第21条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程
- (3) 理事及び監事の報酬等及び費用の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 公益目的取得財産残額に相当する額の贈与及び残余財産の処分
- (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (8) 前各号で定めるもののほか、法令又はこの定款で定める事項

(種類及び開催)

第22条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、年1回毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、年1回毎事業年度開始前に開催するものとし、その他必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第23条 評議員会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

4 第2項の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。

- (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合
- (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合

(招集の通知)

第24条 理事長（前条第4項の規定に基づき評議員が評議員会を招集する場合にあっては当該評議員。次項に同じ。）は評議員会の開催の日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得て、電磁的方法により、通知を発することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第25条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第26条 評議員会の決議は、一般社団・財団法人法第189条第2項に規定する事項及びこの定款で別に規定するものを除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第30条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第27条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第28条 理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第29条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議長及び出席した理事長のほか、出席した評議員の中から選出された議事録署名人1名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

(種類及び定数)

第30条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 12名以上18名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長、4名を副理事長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長及び副理事長のうち1名をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、代表理事である副理事長以外の副理事長3名及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第31条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会において理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族、その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を静岡県知事に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第32条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。また、理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、代表理事である副理事長が理事長の職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第33条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況の調査をすること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正な行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第34条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した理事及び監事の補欠として選任された理事及び監事の任期は、退任した理事及び監事の任期の満了する時までとする。
- 3 理事及び監事は、第30条で定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期の満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第35条 理事及び監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することがで

きる。ただし、監事を解任する場合は、評議員現在数の3分の2以上の決議により行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(役員の報酬等)

第36条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、理事長、副理事長及び常勤の専務理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、その職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会において、評議員現在数の3分の2以上の同意を得て、別に定める役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程による。

第2節 理事会

(構成)

第37条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時、場所、目的である事項等の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止
 - (3) 前各号で定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部の管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制をいう。）

の整備

(種類及び開催)

第39条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を示して理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その理事が招集したとき。
 - (4) 第33条第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第40条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第3項第3号による場合は理事が、前条第3項第4号後段による場合は監事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面又は理事及び監事の承諾を得た場合は電磁的方法をもって、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第41条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第42条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事

の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第43条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第44条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第32条第5項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 理事長、代表理事である副理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、評議員会において、評議員現在数の3分の2以上の同意を得るものとする。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第17条についても適用する。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益法人認定法」という。)第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更をしようとするときは、その事項の変更につき、静岡県知事の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を静岡県知事に届け出なければならない。

(合併等)

第47条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を静岡県知事に届け出なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、一般社団・財団法人法第202条に規定する事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第49条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において公益法人認定法第30条第2項で規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1カ月以内に、評議員会の決議により、同法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第50条 この法人が解散により清算をするときに有する残余財産は、評議員会の決議により公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第6章 委員会及び事務局

(委員会)

第51条 この法人の各事業を実施するために必要があるときは、理事長は当該事業に関し調査検討する委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、当該事業に精通する学識経験者、消費者団体及び事業者団体の役職員のうちから理事長が選任する。ただし、この法人の組織運営及び事業全般の執行等に係る重要事項に関する委員会を設置する場合は、当該委員会の委員は理事会において選任及び解任するものとし、委員構成、当該委員会の運営の細則等についても理事会の決議を経て理事会において定めるものとする。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、当該委員会設置の都度、理事長が別に定める。

(事務局)

第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議を経て、理事長が任免する。

- 4 その他の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第53条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 認定、許可、認可及び登記に関する書類
 - (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程
 - (7) 事業計画書、収支予算書等
 - (8) 事業報告
 - (9) 監査報告
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めによるほか、第55条第2項で定める情報公開に関する規程による。

第7章 賛助会員及び特別会員

(賛助会員及び特別会員)

- 第54条 この法人の趣旨に賛同し、後援する個人又は団体を賛助会員又は特別会員とすることができる。
- 2 賛助会員及び特別会員に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て理事長が別に定める。

第8章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第55条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財産資料等の適切な情報開示に努めるものとする。

- 2 情報公開に関する規程は、評議員会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第56条 この法人は、業務上知り得た個人情報の適正な保護に努めるものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由により前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 補 則

(委任)

第58条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定に関わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は森川進、代表理事である副理事長は山田芳太郎、その他の副理事長は豊嶋武、神谷善彦及び平川才又、専務理事は藤井正司とする。

事業 年度	自	令和7年4月1日	法人コード	A012798
	至	令和8年3月31日	法人名	公益財団法人静岡県生活衛生営業指導センター

役員等名簿

1. 評議員 (公益財団法人の場合のみ)

フリガナ (姓/名)		氏名 (姓/名)		常勤 非常勤
カワスミ	シンイチロウ	川澄	真一郎	非常勤
ハセガワ	ヒサシ	長谷川	久志	非常勤
アマガタ	ゲンタロウ	天方	元太郎	非常勤
オオイシ	ゼンイチロウ	大石	善一郎	非常勤
スズキ	ハルヒサ	鈴木	晴久	非常勤
オヤマ	ユキハル	小山	幸春	非常勤
ムラカミ	ノブヒコ	村上	信彦	非常勤
タニグチ	マサエ	谷口	まさゑ	非常勤
オオバ	シュンイチ	大庭	俊一	非常勤
ワタナベ	シュウゾウ	渡辺	周三	非常勤
ナゴヤ	ヒロユキ	名古屋	浩之	非常勤
エンジョウジ	アケミ	円城寺	明見	非常勤
シミズ	シンヤ	清水	進矢	非常勤

2. 理事

代表理事・外部理事は、その者の「代表理事」「外部理事」の欄に「レ」を記載してください。

フリガナ (姓/名)		氏名 (姓/名)		常勤 非常勤	代表 理事	外部 理事
サイダ	シゲヒロ	齋田	成広	非常勤		
マツモト	ヨシオ	松本	好雄	非常勤	レ	
オガワ	ウシオ	小川	潮	非常勤		
クボタ	ユタカ	久保田	隆	非常勤	レ	
アサイ	マサヒロ	浅井	雅広	非常勤		
マツノ	ヤスシ	松野	靖	非常勤		
ハヤシ	トシヤ	林	敏也	非常勤		
タケダ	ノリコ	武田	則子	非常勤		
モリオカ	エイジ	森岡	映二	非常勤		
カトウ	ケンジ	加藤	賢二	非常勤		
ヨシカワ	タカユキ	吉川	隆之	非常勤		
スズキ	ヨシミチ	鈴木	義道	非常勤		
クボタ	ケンイチ	窪田	賢一	非常勤		レ
オオタニ	ユウキ	大谷	裕紀	非常勤		レ
タニグチ	セイシン	谷口	成伸	非常勤		レ

タナカ	ヒサシ	田中	尚	常勤		
-----	-----	----	---	----	--	--

3. 監事

外部監事は、その者の「外部監事」の欄に「レ」を記載してください。

フリガナ (姓/名)		氏名 (姓/名)		常勤 非常勤	外部 監事
スズキ	タカヒロ	鈴木	貴博	非常勤	
ウンノ	レイコ	海野	禮子	非常勤	レ

令和6年度事業報告

生衛業の経営の健全化及び振興により、その衛生水準を維持向上させることで、利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的として次の事業を実施した。

(1) 生活衛生関係営業衛生確保等指導事業

ア 相談指導事業

(ア) 中央相談指導事業

生衛業者、一般消費者・利用者の相談や要望に対応するため、指導センター相談室における生衛業者に対する経営相談、経営上必要となる開業資金や設備改善資金などの融資相談、消費者の苦情等に関する相談指導を実施

融資相談	経営相談	衛生相談	税務相談	苦情相談	その他	計
125 件	51 件	6 件	0 件	0 件	39 件	221 件

・融資申込実績： 一般貸付：51 件 5 億 7,363 万円 振興貸付：72 件 4 億 4,519 万円

(イ) 出張相談指導事業

生衛業者の相談や要望により広く対応するため、食品衛生協会や保健所が開催する「食品衛生責任者養成講習会」等における融資相談等指導及び生衛業者への訪問指導を実施

- ・食品衛生責任者養成講習会等 35 回 (延べ人員 35 人)、相談件数 133 件
- ・訪問指導 70 施設 (延べ人員 70 人)、相談件数 70 件

(ウ) 生衛業経営改善資金融資等指導事業 (衛経融資等)

日本政策金融公庫融資の利用促進を図るため、相談指導業務を実施

加えて、各生衛組合、日本政策金融公庫、指導センターの三者による「融資説明会」を開催するなど、情報の共有化を図り、経営特別相談員の活動を指導・支援

経営特別相談員による融資相談件数 (日数)	融資説明会の開催 (各組合事務局、日本公庫、指導センター)
78 件 (78 日)	7 月 26 日

(エ) 生衛業再生特別支援事業

相談指導業務の中で、経営状態によって必要と判断した事案に対する経営の健全性を確保するため、中小企業診断士による支援を実施 (指導件数：4 件)

(オ) 分野調整事業

大企業等の事業進出による既存生衛業者との紛争事案の発生に備え、分野調整事業協議会を開催し、他県の事例に基づく検討や生衛業に関する現状等情報交換を実施 (3 月 18 日開催)

イ 情報化整備事業

生衛業者、生衛組合及び消費者のニーズに対して的確に対応するため、ホームページを運営し、生衛業関連情報やセミナー等の情報提供を実施

特に、生衛組合事務局と「情報化委員会」(各組合担当者等 15 人で構成)を開催 (1 月 21 日)し、委員会での意見・要望を踏まえ内容を拡充

ウ 後継者育成支援事業

生衛業への理解と就業を支援するため、小・中・高校生や専門学校生などを対象としたインターンシップモデル事業を実施

- ・後継者育成支援協議会 (理事長ほか委員 9 人で構成)：年 2 回開催
- ・インターンシップモデル事業

鮎商組合：小・中・高校生及び親を対象とした体験学習 (1 か所開催、17 人参加)

料理業組合：専門学校生を対象とした料理講習会 (1 校開催、22 人参加)

理容組合：小学生を対象とした理容体験学習 (1 か所開催、14 人参加)

美容業組合：小学生を対象とした美容体験学習 (2 校開催、169 人参加)

(2) 生活衛生関係営業対策事業

ア 経営基盤強化事業

消費者ニーズの高度化・多様化等消費構造の変化に対して的確に対応し、経営基盤の強化を図るため、次の事業を実施

(ア) サービス向上事業

a 指導センター事業

経営セミナーや研修会及び消費者団体連盟との意見交換会等の開催

項 目	回 数	参加者
セミナー等	10 回	351 人
意見交換会等	4 回	160 人

b 組合事業

サービスの質を向上し、需要を開拓するため、すしの日・映画の日キャンペーン、組合独自のPR冊子の作成、各種研修会等に対する支援を実施

・実施組合：鮎商、麺類業、社交飲食業、料理業、食肉、映画興行、ホテル旅館、クリーニング 計 8 組合

(イ) 人材育成事業

a 指導センター事業

人材育成のためのITを活用した研修会の開催

項 目	回数	参加者
IT 研修会	4 講座× 4 回 計 16 回	延べ 76 人

b 組合事業

組合員の技術向上のための講習会等に対する支援を実施

・実施組合：飲食業、理容、美容業 計 3 組合

(ウ) 健康・環境対策事業

a 指導センター事業

県民の健康維持・増進を図るため、飲食店における「健康な食事」推進事業や高校生等への栄養講習会等を実施

項 目		回数等	参加者
「健康な食事」推進事業		2 か所	52 人
栄養講習等	高 校	8 校 10 回（＊）	165 人
	消費者	県内 41 か所	1, 557 人

＊静岡県立熱海高等学校、静岡県立田方農業高等学校、静岡県立静岡商業高等学校、静岡県立藤枝北高等学校、静岡県立清流館高等学校、静岡県立磐田農業高等学校、静岡県立浜松湖北高等学校、静岡県立浜松湖東高等学校

b 組合事業

組合が実施する健康入浴の取組に対する支援を実施

・実施組合：公衆浴場業 計 1 組合

(エ) 効果検証・公表事業

指導センターが実施する相談指導、研修等事業の効果的運営を図るため、外部委員からなる事業評価委員会を開催し、意見、提案等を積極的に業務に反映させるとともに、その内容等を公表

・事業評価委員会：会長 大坪檀（静岡産業大学総合研究所所長）ほか外部委員 5 人で構成
1 月 17 日に開催し、評価結果を指導センターホームページ上で公表

イ 公衆衛生活動事業

生衛組合及び指導センターの情報収集、発信等を通して生衛業の活性化を図るため、次の事業を実施

(ア) 日本政策金融公庫資金融資に係る推薦事務及び指導

(イ) 各生衛組合及び指導センター役職員のセミナー、研修会等への参加

(ウ) 広報紙「生衛しずおか」の発行、パンフレット等作成・配布

(エ) 経営特別相談員の活動中の事故に備えた交通事故傷害保険への加入

融資推薦・指導	研修会等参加回数	広報紙等の作成配布	傷害保険加入
一般：56 件	1 回	「生衛しずおか」 3,500 部	50 人 (全員加入)

・研修会：「生衛業経営セミナー（香川）」へ参加

(3) 生活衛生営業指導業務委託事業

理容、美容、映画興行、公衆浴場及びクリーニングの5業種について、衛生水準の維持向上を図るため、各生衛組合から推薦された生活衛生営業指導員による施設の構造設備及び衛生管理に関する巡回指導を実施

理 容	美 容	映画興行	公衆浴場	クリーニング	合 計
790 件	885 件	4 件	4 件	117 件	1,800 件

(4) 全国生活衛生営業指導センター受託事業

ア 経営特別相談員研修事業

経営特別相談員が経営や融資に関する情報を蓄積し、生衛業者の相談指導に対して適切に対応するため、研修会を開催

経営特別相談員数	研修会開催回数（参加者数）
50 人	1 回（7月31日静岡市38人）

・研修内容：衛経の推薦事務に係る留意事項等、経営の近代化・合理化、労務管理、特相員の役割と生衛組合を取り巻く環境

イ 景気動向調査事業

生衛業の健全な発展や融資制度の充実を図るため、生衛業者に対する景気動向調査を実施

【6月、9月、12月、2月の4回、12組合等の対象施設（70施設）に対する調査票による調査】

・調査内容：企業形態、業界全体の動向、設備投資の動向、経営上の問題点など

ウ 経営状況調査等事業

生衛業の健全な発展と経営の安定化を図り、今後の生衛業に対する諸施策を検討・提言していくため、生衛業の経営状況調査を定期的の実施し、生衛業者に情報提供するとともに、衛生水準の確保向上に係る説明会等を開催

【6月、9月、12月、2月の4回、12組合の対象施設（70施設）に対する調査票による調査】

・調査内容：月次売上、原材料費、粗利益、平均客単価、人件費など

エ 標準営業約款登録事業

消費者の店舗選択の便利（消費者の利益擁護）を図ることを目的として創設された登録制度の浸透を図るため、次の事業を実施

(ア) 標準営業約款の登録事務

対象5業種（理容、美容、クリーニング、めん類飲食及び一般飲食）の新規登録及び再登録の実施

(単位：施設)

業 種		登録施設数 (年度当初)	新規登録	更新登録	登録抹消	登録施設数 (年度末)
理	容	779	0	19	5	774
美	容	27	0	2	3	24
ク リ ー ニ ン グ	業	65	0	9	3	62
	取次店	0	0	0	0	0
めん類飲食店営業		11	0	0	0	11
一 般 飲 食 店 営 業		25	0	6	4	21
計		907	0	36	15	892

(イ) 普及啓発

標準営業約款登録制度について、一般消費者及び業界への周知を図り、業界と連携して新規登録者の掘り起しを実施

- ・ Sマーク（標準営業約款）のPR街頭キャンペーン
11月27日、JR静岡駅コンコースでパンフ、啓発グッズを配布
- ・ 静岡県消費者団体連盟発行「第24回消費者フォーラム」冊子への広告掲載
- ・ 静岡市食品衛生協会「食協ニュース」新年号への広告掲載

オ クリーニング師等研修事業

クリーニング師等資質の向上を図るため、厚生労働大臣が定めた基準に従い研修を実施

区 分	クリーニング師研修	業務従事者講習会
受講者数	134 人	90 人

(5) 生衛業研修支援事業

生衛組合の円滑な運営や生衛業の振興を図るため、共同の研修施設である静岡生衛会館の適正な維持管理を図るとともに、研修室を貸し出し、生衛業に係る研修事業を支援

- ・ 令和6年度研修室貸出件数：106件

(6) 基金運営事業（生活衛生関係営業振興助成交付金基金事業）

「生活衛生営業振興助成交付金基金運営要領」に基づき適正に管理

- ・ 基金原資：11,843,437円
- ・ 対象事業：共同の研修施設（静岡生衛会館）整備のための事業
- ・ 令和6年度は基金を活用した改修工事なし

(7) その他目的を達するために必要な事業

生衛業界の活性化と事業の円滑な推進を図るため、各生衛組合や関係団体、県、保健所等との連携を密にし、情報収集や活用、情報の共有化を促進

令和6年度 収支決算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日)

全体（一般会計＋基金）

(単位：円)

科 目	決算額 A	予算額(補正)B	増 減 A－B	備 考
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
①基本財産運用収入				
基本財産利息収入	4,266	3,664	602	基本財産の定期利息
基本財産運用収入合計 ①	4,266	3,664	602	
②特定資産運用収入				
特定資産利息収入	9,874	1,409	8,465	退職積立預金, 基金の定期利息
特定資産運用収入合計 ②	9,874	1,409	8,465	
③会費収入				
会費収入	1,456,000	1,456,000	0	
受取賛助会費収入	410,000	410,000	0	
会費収入合計 ③	1,866,000	1,866,000	0	
④事業収入				
県委託事業収入	683,000	683,000	0	生活衛生営業指導業務委託事業
全国センター受託事業収入	5,128,546	4,931,462	197,084	
特相員研修委託事業収入	186,462	186,462	0	
景気動向調査受託事業収入	700,000	700,000	0	
標準営業約款登録事業収入	95,760	96,000	▲ 240	
クリーニング師研修等事業収入	942,000	985,000	▲ 43,000	
経営状況調査等受託事業収入	3,204,324	2,964,000	240,324	
研修会館施設使用料収入	4,212,930	4,224,000	▲ 11,070	家賃、電気料
研修会館施設使用料収入(家賃)	3,684,000	3,684,000	0	
研修会館施設使用料収入(電気料)	528,930	540,000	▲ 11,070	
事業収入合計 ④	10,024,476	9,838,462	186,014	
⑤補助金収入				
国・県補助金収入	34,832,000	34,832,000	0	
衛生確保等指導費補助金収入	23,342,000	23,342,000	0	
営業対策事業補助金収入	11,000,000	11,000,000	0	
公衆衛生活動事業補助金収入	490,000	490,000	0	
補助金収入合計 ⑤	34,832,000	34,832,000	0	
⑦雑収入				
受取利息収入	11,074	3,000	8,074	普通預金口座利息
雑収入	77,212	77,000	212	労働保険個人負担分
雑収入合計 ⑦	88,286	80,000	8,286	
事業活動収入合計	46,824,902	46,621,535	203,367	
2 事業活動支出				
(1)事業費支出				
① 給料手当				
経営指導員給与手当支出	9,187,200	9,187,200	0	常勤 月254,400円(7h/日)×3人
事務職員給与手当支出	1,703,316	1,703,316	0	〃 月135,686円(6h/日)×1人
諸手当支出	6,605,826	6,682,274	▲ 76,448	通勤・期末・勤勉手当等
福利厚生費支出	2,865,389	2,771,804	93,585	厚生年金保険料、健康保険料等
人件費合計 ①	20,361,731	20,344,594	17,137	
② 相談指導事業費				
ア 相談等指導費				
旅費交通費支出	136,350	176,700	▲ 40,350	
通信運搬費支出	275,995	180,000	95,995	郵便料、運搬料、電信電話料等
消耗品費支出	221,778	280,000	▲ 58,222	
印刷製本費支出	255,200	140,000	115,200	
光熱水道費支出	174,036	187,000	▲ 12,964	
借損料支出	61,160	144,000	▲ 82,840	複写機リース料等
雑役務費支出	313,230	0	313,230	パソコン更新に伴う経理ソフト入替等
諸謝金支出	89,700	134,100	▲ 44,400	分野調整事業協議会委員報酬
相談指導費支出合計 ア	1,527,449	1,241,800	285,649	

科 目	決算額 A	予算額(補正)B	増 減 A-B	備 考
イ 経営改善資金融資指導費				
旅費交通費支出	42,020	128,000	▲ 85,980	特別相談員旅費日当
経営改善資金融資指導費支出合計 イ	42,020	128,000	▲ 85,980	
ウ 再生特別支援事業費				
旅費交通費支出	6,640	9,900	▲ 3,260	
報償費支出	200,000	210,000	▲ 10,000	中小企業診断士謝金
再生特別支援事業費支出合計 ウ	206,640	219,900	▲ 13,260	
エ 情報化整備事業費				
旅費交通費支出	13,500	13,500	0	
消耗品費支出	128,557	10,000	118,557	
諸謝金支出	70,000	70,000	0	
委託料支出	186,120	190,000	▲ 3,880	東京コンピューターサービス保守等
雑役務費支出	42,075	35,000	7,075	
情報化整備事業費支出合計 エ	440,252	318,500	121,752	
オ 後継者育成支援事業費				
旅費交通費支出	186,900	300,000	▲ 113,100	協議会委員旅費交通費・日当等
通信運搬費支出	22,760	22,000	760	
消耗品費支出	512,729	721,500	▲ 208,771	教材費等消耗品購入費
借損料支出	30,000	30,000	0	会場費
保険料支出	9,380	13,000	▲ 3,620	
諸謝金支出	20,000	0	20,000	
雑役務費支出	1,870	5,300	▲ 3,430	振込手数料
後継者育成支援事業費支出合計 オ	783,639	1,091,800	▲ 308,161	
相談指導費支出合計 ②	3,000,000	3,000,000	0	
③ 営業対策事業費				
旅費交通費支出	666,110	400,000	266,110	講師等旅費
通信運搬費支出	146,834	300,000	▲ 153,166	郵便料、運搬料、電信電話料等
消耗品費支出	711,345	855,000	▲ 143,655	
印刷製本費支出	1,206,576	855,000	351,576	講演会資料印刷代等
借損料支出	398,560	300,000	98,560	会場費
諸謝金支出	953,735	1,000,000	▲ 46,265	講師謝金
委託料支出	1,340,000	1,340,000	0	県栄養士会外食活用推進事業委託費等
雑役務費支出	26,840	400,000	▲ 373,160	
組合助成金支出	5,550,000	5,550,000	0	12生衛組合に対する助成金
営業対策事業費支出合計 ③	11,000,000	11,000,000	0	
④ 公衆衛生活動事業費				
ア 研修・指導費支出				
旅費交通費支出	291,820	291,820	0	研修旅費
通信運搬費支出	0	2,000	▲ 2,000	
消耗品費支出	0	40,000	▲ 40,000	消耗品等
雑役務費支出	0	6,170	▲ 6,170	
研修・指導費支出合計 ア	291,820	339,990	▲ 48,170	
イ 広報事業費				
消耗品費支出	324,910	260,000	64,910	
印刷製本費支出	231,000	231,000	0	「生衛しずおか」の発行
広告宣伝費支出	30,000	60,000	▲ 30,000	広報活動費用、広告掲載料等
雑役務費支出	13,260	0	13,260	
広報事業費支出合計 イ	599,170	551,000	48,170	
ウ 共済事業費				
保険料支出	89,010	89,010	0	経営特別相談員傷害保険
共済事業費支出合計 ウ	89,010	89,010	0	
公衆衛生活動事業費支出合計 ④	980,000	980,000	0	
⑤ 営業指導業務委託事業費				
旅費交通費支出	640,000	683,000	▲ 43,000	生活衛生営業指導員旅費等
雑役務費支出	1,540	0	1,540	
営業指導委託事業費支出合計 ⑤	641,540	683,000	▲ 41,460	

科 目	決算額 A	予算額(補正)B	増 減 A-B	備 考
⑥全国センター受託事業費				
ア 経営特別相談員研修事業				
旅費交通費支出	59,845	59,845	0	旅費交通費・日当
通信運搬費支出	11,946	11,946	0	郵便料、運搬料
消耗品費支出	18,303	18,303	0	
印刷製本費支出	63,531	63,531	0	研修会資料作成費等
借損料支出	5,900	5,900	0	会場借上料等
諸謝金支出	26,937	26,937	0	講師謝金
経営特別相談員研修事業支出合計 ア	186,462	186,462	0	
イ 景気動向調査事業				
旅費交通費支出	207,000	485,000	▲ 278,000	旅費交通費・日当
通信運搬費支出	28,016	95,000	▲ 66,984	郵便料、運搬料
消耗品費支出	70,000	120,000	▲ 50,000	消耗品等
雑役務費支出	550	0	550	
生衛業景気動向調査事業支出合計 イ	305,566	700,000	▲ 394,434	
ウ 標準営業約款登録事業費				
旅費交通費支出	46,280	47,000	▲ 720	審査会旅費交通費
通信運搬費支出	18,150	18,000	150	郵便料、運搬料
消耗品費支出	2,010	2,010	0	消耗品等
広告宣伝費支出	5,000	5,000	0	周知活動費
全国センター納付金支出	25,920	26,000	▲ 80	全国センターへの納付金
雑役務費支出	15,860	16,000	▲ 140	組合への約款事務手数料支出等
標準営業約款登録事業費支出合計 ウ	113,220	114,010	▲ 790	
エ クリーニング師研修等事業費				
旅費交通費支出	177,240	208,000	▲ 30,760	講師等交通費
通信運搬費支出	10,355	60,000	▲ 49,645	郵便料、運搬料
消耗品費支出	28,584	30,000	▲ 1,416	
印刷製本費支出	0	15,000	▲ 15,000	
借損料支出	163,370	230,000	▲ 66,630	会場借上料等
諸謝金支出	390,000	390,000	0	講師謝金
雑役務費支出	39,420	40,000	▲ 580	クリーニング組合への事務手数料等
クリーニング師研修等事業費支出合計 エ	808,969	973,000	▲ 164,031	
オ 生衛業経営状況・衛生水準等事業				
旅費交通費支出	52,280	129,000	▲ 76,720	衛生水準確保・向上推進会議旅費等
通信運搬費支出	303,210	400,000	▲ 96,790	郵便料、運搬料
消耗品費支出	163,275	401,450	▲ 238,175	消耗品等
印刷製本費支出	153,465	100,000	53,465	
借損料支出	178,020	200,000	▲ 21,980	衛生水準確保・向上推進会議会場使用料
諸謝金支出	17,958	190,000	▲ 172,042	謝金
租税公課支出	400	0	400	
委託料支出	840,000	840,000	0	中小企業診断士協会への委託
雑役務費支出	4,010	30,000	▲ 25,990	
経営状況・衛生水準等事業支出合計 オ	1,712,618	2,290,450	▲ 577,832	
全国センター受託事業費支出合計 ⑥	3,126,835	4,263,922	▲ 1,137,087	
⑦研修会館支援事業費				
消耗品費支出	24,310	100,000	▲ 75,690	
修繕費支出	694,936	700,000	▲ 5,064	加圧給水ポンプユニット取替、受水槽修理
光熱水道費支出	760,553	780,000	▲ 19,447	光熱水道費
借損料支出	374,979	400,000	▲ 25,021	マット・空調機器リース料等
保険料支出	357,580	367,390	▲ 9,810	保険料(火災、地震)
租税公課支出	425,700	425,700	0	固定資産税等
委託料支出	1,497,936	1,502,000	▲ 4,064	昇降機・給排水設備・防災設備点検、清掃委託等
協力金支出	200,000	200,000	0	2 組合
雑役務費支出	1,100	13,667	▲ 12,567	
生衛業研修支援事業費支出合計 ⑦	4,337,094	4,488,757	▲ 151,663	
⑨交付金基金管理費支出				
消耗品費支出	0	200	▲ 200	
交付金基金管理費支出合計 ⑨	0	200	▲ 200	
事業費支出計 ①～⑨	43,447,200	44,760,473	▲ 1,313,273	
(2)管理費支出				
①役員報酬				
役員報酬支出	554,612	554,612	0	
役員報酬支出合計 ①	554,612	554,612	0	
②会議費				
旅費交通費支出	227,260	270,000	▲ 42,740	理事会等経費
会議費支出合計 ②	227,260	270,000	▲ 42,740	

科 目	決算額 A	予算額(補正)B	増 減 A-B	備 考
③一般管理費				
旅費交通費支出	26,180	27,000	▲ 820	
通信運搬費支出	36,014	50,000	▲ 13,986	郵便料、運搬料
消耗品費支出	30,088	120,000	▲ 89,912	
印刷製本費支出	53,570	55,000	▲ 1,430	
光熱水道費支出	0	30,000	▲ 30,000	
借損料支出	1,960	13,120	▲ 11,160	タクシー代等
保険料支出	9,980	6,000	3,980	自転車保険料
諸謝金支出	0	20,000	▲ 20,000	
租税公課支出	72,200	72,200	0	市県民税等
負担金支出	29,600	29,600	0	各種年会費(社保、経済研、青少年等)
雑役務費支出	60,747	70,000	▲ 9,253	振込手数料、諸費
渉外費支出	357,800	350,000	7,800	慶弔費等
一般管理費合計 ③	678,139	842,920	▲ 164,781	
管理費支出合計 ①～③	1,460,011	1,667,532	▲ 207,521	
事業費・管理費支出合計	44,907,211	46,428,005	▲ 1,520,794	
事業活動収支差額	1,917,691	193,530	1,724,161	
Ⅱ 投資活動収支の部				
1 投資活動収入				
①固定資産売却収入				
什器備品売却収入	0	0	0	
②特定資産取崩収入				
研修等施設整備積立預金取崩収入	0	0	0	
投資活動収入合計 1=①+②	0	0	0	
2 投資活動支出				
①固定資産取得支出				
研修施設積立金取得支出	0	0	0	
備品購入支出	0	0	0	
②特定資産取得支出				
退職給付引当金費用支出	193,530	193,530	0	
投資活動支出計 2=①+②	193,530	193,530	0	
投資活動収支差額 1-2	▲ 193,530	▲ 193,530	0	
当期収入合計	46,824,902	46,621,535	203,367	
当期支出合計	45,100,741	46,621,535	▲ 1,520,794	
当期収支差額	1,724,161	0	1,724,161	
前期繰越収支差額	19,918,704	18,644,898	1,273,806	
次期繰越収支差額	21,642,865	18,644,898	2,997,967	

正味財産増減計算書

自 令和6年4月 1日

至 令和7年3月31日 (単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益	46,824,902	45,892,339	932,563
基本財産運用益	4,266	110	4,156
基本財産受取利息	4,266	110	4,156
特定資産運用益	9,874	487	9,387
特定資産受取利息	9,874	487	9,387
受取会費	1,866,000	1,866,000	0
受取会費	1,456,000	1,456,000	0
賛助会員受取会費	410,000	410,000	0
事業収益	10,024,476	9,788,862	235,614
事業収益	10,024,476	9,788,862	235,614
受取補助金等	34,832,000	34,098,000	734,000
受取県補助金	34,832,000	34,098,000	734,000
受取負担金	0	45,000	△ 45,000
受取負担金	0	45,000	△ 45,000
雑収益	88,286	93,880	△ 5,594
受取利息	11,074	200	10,874
雑収益	77,212	93,680	△ 16,468
(2) 経常費用	46,653,878	52,619,976	△ 5,966,098
事業費	43,956,345	50,101,297	△ 6,144,952
役員報酬	554,612	560,092	△ 5,480
給料手当	16,050,921	15,669,569	381,352
退職給付費用	178,048	349,528	△ 171,480
福利厚生費	2,664,812	2,619,241	45,571
旅費交通費	2,525,985	2,359,303	166,682
通信運搬費	817,266	610,932	206,334
減価償却費	1,422,483	1,453,861	△ 31,378
消耗品費	2,205,801	2,303,853	△ 98,052
修繕費	694,936	7,045,000	△ 6,350,064
印刷製本費	1,909,772	2,386,871	△ 477,099
光熱水料費	934,589	916,706	17,883
賃借料	1,211,989	1,369,317	△ 157,328
保険料	455,970	417,044	38,926
諸謝金	1,768,330	1,778,854	△ 10,524
租税公課	426,100	442,500	△ 16,400
全国センター支払手数料	25,920	16,080	9,840
広告宣伝費	35,000	70,000	△ 35,000
研修支援事業協力金	200,000	200,000	0
生同組合事業助成金	5,550,000	5,550,000	0
委託費	3,864,056	3,823,216	40,840
雑費	459,755	159,330	300,425
管理費	2,697,533	2,518,679	178,854
給料手当	1,445,421	1,351,358	94,063
退職給付費用	15,482	30,392	△ 14,910

[illegible]

5 財産目録

令和7年3月31日現在(単位:円)

科 目	金 額	摘 要
(資産の部)		
流 動 資 産	24,976,488	
現 金 ・ 預 金	20,766,458	
普 通 預 金	20,766,458	
未 収 金	4,200,000	補助金収入
前 払 金	10,030	通勤手当等
固 定 資 産	105,693,642	
基 本 財 産	5,500,000	
定 期 預 金	5,500,000	静岡銀行
特 定 資 産	14,079,037	
退 職 給 付 引 当 預 金	2,235,600	静岡銀行
研 修 等 施 設 整 備 積 立 金	11,843,437	静岡銀行
そ の 他 固 定 資 産	86,114,605	
土 地	57,000,000	指導センター土地
建 物	28,696,420	指導センター建物
建 物 付 属 設 備	338,179	
什 器 備 品	5	
ソ フ ト ウ ェ ア	1	
電 話 加 入 権	80,000	
資 産 の 部 計	130,670,130	
(負債の部)		
流 動 負 債	3,333,623	
未 払 金	3,294,283	消耗品、印刷製本他
預 り 金	39,340	社会保険料本人負担分
固 定 負 債	2,235,600	
退 職 給 与 引 当 金	2,235,600	
負 債 の 部 計	5,569,223	
正 味 財 産	125,100,907	

4 令和6年度決算

貸借対照表

令和7年3月31日現在(単位:円)

資 産 の 部		負債及び正味財産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	24,976,488	負 債	5,569,223
現 金 ・ 預 金	20,766,458	流 動 負 債	3,333,623
未 収 金	4,200,000	未 払 金	3,294,283
前 払 金	10,030	預 り 金	39,340
固 定 資 産	105,693,642	固 定 負 債	2,235,600
基 本 財 産	5,500,000	退 職 給 与 引 当 金	2,235,600
定 期 預 金	5,500,000	正 味 財 産	125,100,907
特 定 資 産	14,079,037	指 定 正 味 財 産	5,500,000
退 職 給 与 引 当 預 金	2,235,600	静 岡 県 出 捐 金	2,500,000
研 修 等 施 設 整 備 積 立 金	11,843,437	生 衛 組 合 出 捐 金	3,000,000
そ の 他 固 定 資 産	86,114,605	指 定 正 味 財 産 合 計	5,500,000
土 地	57,000,000	(うち基本財産への充当額)	5,500,000
建 物	28,696,420	(うち特定資産への充当額)	0
建 物 付 属 設 備	338,179	一 般 正 味 財 産	119,600,907
什 器 備 品	5	運 用 財 産	97,958,042
ソ フ ト ウ ェ ア	1	土 地	57,000,000
電 話 加 入 権	80,000	建 物	28,696,420
		建 物 付 属 設 備	338,179
		什 器 備 品	5
		ソ フ ト ウ ェ ア	1
		電 話 加 入 権	80,000
		研 修 等 施 設 整 備 積 立 金	11,843,437
		剰 余 金	21,642,865
		当 期 剰 余 金	21,642,865
		一 般 正 味 財 産 合 計	119,600,907
		(うち基本財産への充当額)	0
		(うち特定資産への充当額)	11,843,437
合 計	130,670,130	合 計	130,670,130

(注) その他固定資産の減価償却累計額は、以下のとおりである。

建物 29,903,580円 建物付属設備 6,143,571円 什器備品 1,770,316円 ソフトウェア 419,999円

合計 38,237,466円

財 産 目 録

(令和7年3月31日現在)

全体（一般会計+基金）

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金 額
I 資産の部			
1 流動資産			
普通預金	普通預金 静岡銀行呉服町支店		20,766,458
	一般会計（県補助金・県委託料）	運転資金として	5,248,390
	生衛会館	運転資金として	6,835,160
	営業標準約款	運転資金として	1,366,220
	クリーニング師研修	運転資金として	6,644,877
	基金	運転資金として	671,811
未収金			4,200,000
	静岡県	生衛関係営業対策事業費補助金	3,300,000
	静岡県	生衛関係営業衛生確保等指導費補助金	900,000
前払金			10,030
		通勤手当1か月分	10,030
流動資産合計			24,976,488
2 固定資産			
基本財産			5,500,000
定期預金	定期預金 静岡銀行 呉服町支店		5,500,000
特定資産			14,079,037
退職給与引当預金	定期預金 静岡銀行 呉服町支店	職員の退職金支払の財源として積立	2,235,600
研修等施設整備積立金	定期預金 静岡銀行 呉服町支店	大規模修繕等の備えとして積立	11,843,437
その他の固定資産			86,114,605
土地	静岡市葵区常磐町3-3-9 宅地145.66㎡	公益目的保有財産(62.1%)、公益目的事業以外(37.9%)であり、按分して使用	57,000,000
建物	同上地上建物鉄骨造陸屋根6階建 総床面積553.06㎡	公益目的保有財産(62.1%)、公益目的事業以外(37.9%)であり、按分して使用	28,696,420
建物附属設備	同上建物の附属設備		338,179
什器備品	パソコン他		5
ソフトウェア	会計ソフト		1
電話加入権	2回線		80,000
固定資産合計			105,693,642
資 産 合 計			130,670,130
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金		消耗品費、印刷製本等	3,294,283
預り金		退職者社会保険料	39,340
流動負債合計			3,333,623
2 固定負債			
退職給与引当金	定期預金 静岡銀行 呉服町支店	職員の退職金支払に備えたもの	2,235,600
固定負債合計			2,235,600
負 債 合 計			5,569,223
III 正味財産の部			125,100,907

令和7年度事業計画

生活衛生関係営業（生衛業）の経営の健全化及び振興により、その衛生水準を維持向上させることで、利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的として次の事業を行う。

(1) 生活衛生関係営業衛生確保等指導事業

ア 相談指導事業

(ア) 中央相談指導事業

生衛業者、一般消費者・利用者の相談や要望に対応するため、指導センター相談室における生衛業者に対する経営相談、経営上必要となる開業資金や設備改善資金などの融資相談、税務相談、消費者の苦情等に関する相談指導を実施

(イ) 出張相談指導事業

生衛業者の相談や要望により広く対応するため、保健所や関係団体で開催する「食品衛生責任者養成講習会」、許可更新時の「食品衛生責任者衛生管理講習会」、「理容師衛生講習会」等における融資相談等及び生衛業者への訪問指導を実施

(ウ) 生衛業経営改善資金融資等指導事業（衛経融資等）

日本政策金融公庫融資の利用促進を図るため、各生活衛生同業組合（生衛組合）、日本政策金融公庫、指導センターの三者による「融資説明会」を開催するなど、情報の共有化を図り、連携して経営特別相談員の活動を支援

(エ) 生衛業再生特別支援事業

相談指導業務の中で、経営状態によって必要と判断した事案に対する経営の健全性を確保するため、中小企業診断士等による経営状況改善の支援

(オ) 分野調整事業

大企業等の事業進出による既存生衛業者との紛争を解決するため、関係組合と連携して紛争内容の調査や当事者間の調整等を行うとともに、必要が生じた際は分野調整事業協議会を開催

イ 情報化整備事業

生衛業者、生衛組合及び消費者のニーズに対し的確に対応するため、生衛業関連情報を提供するとともに事務の効率化等円滑な業務運営を図るため、情報収集のほか、ホームページを適正に運営

ウ 後継者育成支援事業

生衛業への理解と就業を支援するため、高校生や大学生などを対象としたインターンシップモデル事業を実施（各生衛組合が各学校と調整して実施）

(2) 生活衛生関係営業対策事業

ア 経営基盤強化事業

生衛業の経営基盤の強化を図るため、次の事業を実施

(ア) 生衛組合が取り組むサービス向上、人材育成、健康・環境対策等事業に対して助成するとともに、経営セミナーや研修会等を開催

(イ) 指導センターが実施する相談指導、研修等事業の効果的運営を図るため、第三者からなる事業評価委員会を開催し、意見、要望等を積極的に業務に反映させ、検証結果を公表

イ 公衆衛生活動事業

生衛組合及び指導センターの情報収集、発信等を通して生衛業の活性化を図るため、次の事業を実施

(ア) 指導センターにおける日本政策金融公庫融資に係る推薦事務及び指導

(イ) 生衛組合及び指導センター役職員のセミナー、研修会等への参加

(ウ) 指導センター業務の周知活動、広報紙「生衛しずおか」の発行、パンフレット等作成・配布

(エ) 経営特別相談員の活動中の事故に備えた交通事故傷害保険への加入

(3) 生活衛生営業指導業務委託事業

理容、美容、映画興行、公衆浴場及びブリーニングの5業種についての衛生水準の維持向上を図るため、各生衛組合から推薦された生活衛生営業指導員による施設の構造設備及び衛生管理に関する

巡回指導を実施

(4) 全国生活衛生営業指導センター受託事業

ア 経営特別相談員研修事業

経営特別相談員が経営や融資に関する情報を蓄積し、生衛業者の相談指導に適切に対応するため、研修会を開催

イ 生活衛生関係営業の景気動向及び経営状況等調査事業

生衛業の健全な発展と経営の安定化を図り、今後の生衛業に対する諸施策を検討・提言していくため、生衛業の景気動向調査、経営状況調査を定期的実施し、生衛業者に情報提供

ウ 標準営業約款登録事業

消費者の店舗選択の利便（消費者の利益擁護）を図ることを目的として創設された登録制度の浸透を図るため、次の事業を実施

(ア) 標準営業約款の登録事務

対象5業種（理容、美容、クリーニング、めん類飲食及び一般飲食）の新規登録及び再登録

(イ) 普及啓発

標準営業約款登録制度に関する業界及び一般消費者への周知

エ クリーニング師等研修事業

クリーニング師等の資質の向上を図るため、厚生労働大臣が定めた基準に従い研修を実施

(5) 生衛業研修支援事業

生衛組合の円滑な運営や生衛業の振興を図るため、共同の研修施設である静岡生衛会館の活用や適正な維持・管理を図るとともに、生衛業に係る研修事業を積極的に支援

(6) 基金運営事業（生活衛生関係営業振興助成交付金基金事業）

「環境衛生営業振興助成交付金基金運営要領」に基づき適正に管理

・基金原資：11,843,437円

・対象事業：共同の研修施設（静岡生衛会館）整備のための事業

(7) その他目的を達するために必要な事業

生衛業界の活性化と事業の円滑な推進を図るため、各生衛組合や関係団体、県、保健所等との連携を密にし、情報収集や活用、情報の共有化を促進

2 令和7年度予算

収 支 予 算 書

自 令和7年4月 1日

至 令和8年3月31日(単位:千円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益	44,636	44,311	325
特定資産運用益	22	1	21
特定資産受取利息	22	1	21
受取会費	1,756	1,756	0
受取会費	1,756	1,756	0
事業収益	7,947	7,808	139
事業収益	7,947	7,808	139
受取補助金等	34,832	34,681	151
受取県補助金	34,832	34,681	151
受取負担金	0	0	0
受取負担金	0	0	0
雑収益	79	65	14
雑収益	79	65	14
(2) 経常費用	46,219	45,884	335
事業費	43,502	43,138	364
役員報酬	562	562	0
給料手当	16,147	16,002	145
退職給付費用	104	87	17
福利厚生費	2,578	2,586	△ 8
旅費交通費	2,831	2,813	18
通信運搬費	1,223	1,039	184
減価償却費	1,438	1,428	10
消耗品費	2,410	2,700	△ 290
修繕費	150	200	△ 50
印刷製本費	1,395	1,327	68
光熱水料費	940	940	0
賃借料	1,509	1,107	402
保険料	488	469	19
諸謝金	1,654	1,814	△ 160
租税公課	480	480	0
全国センター支払手数料	30	17	13
広告宣伝費	200	200	0
研修支援事業協力金	200	200	0
生同組合事業助成金	5,550	5,550	0
委託費	3,042	3,042	0
雑費	571	575	△ 4
管 理 費	2,717	2,746	△ 29
給料手当	1,438	1,404	34
退職給付費用	8	8	0
福利厚生費	194	199	△ 5
旅費交通費	288	288	0
通信運搬費	70	50	20
減価償却費	145	145	0
消耗品費	57	57	0

科 目	当年度	前年度	増減
修繕費	30	50	-20
印刷製本費	20	20	0
光熱水料費	35	35	0
賃借料	13	13	0
保険料	6	6	0
諸謝金	30	68	-38
租税公課	73	73	0
支払負担金	30	30	0
雑費	280	300	-20
当期経常増減額	-1583	-1573	-10
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	-1583	-1573	-10
一般正味財産期首残高	119601	131657	-12056
一般正味財産期末残高	118018	130084	-12066
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	5500	5500	0
指定正味財産期末残高	5500	5500	0
Ⅲ 正味財産期末残高	123518	135584	-12066